

令和5年度 東京都多摩労働カレッジ 専門講座



受講生募集

- 今回で71回目を迎える歴史と伝統を誇る講座です。
- 労働法および労働問題について体系的に学べます。
企業・団体の研修や労働組合の組合員教育の一環としてもご利用いただけます。
- 各分野の専門家によるわかりやすい講義に接するチャンスです。

■ 2コース開催（1コース選択制） 定員 各40名 ※応募多数の場合は抽選等になる場合があります。

■ 講義時間：18時30分～20時30分 ※受講票受付は19時30分まで ■ 受講料：3,300円（全8回分）

労働判例コース	1	11/7 (火)	人事～採用・配転・出向・休職～	元日本大学教授 (日本大学大学院講師) 神尾 真知子
	2	11/9 (木)	賃金・労働時間	元日本大学教授 (日本大学大学院講師) 神尾 真知子
	3	11/14 (火)	退職・解雇	成蹊大学教授 原 昌 登
	4	11/17 (金)	就業規則・労働条件の変更	成蹊大学教授 原 昌 登
	5	11/20 (月)	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、 セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント	法政大学講師 山本 圭子
	6	11/22 (水)	職場の嫌がらせ・パワーハラスメント	弁 護 士 篠原 靖征
	7	11/27 (月)	有期労働・パート労働・派遣労働・ 「同一労働・同一賃金」	弁 護 士 小鍛冶 広道
	8	11/29 (水)	労使関係法（労働組合・団体交渉・労働協約・不当労働行為）	日 本 大 学 教 授 大山 盛義
雇用管理コース	1	11/7 (火)	採用・能力開発・キャリア管理	(独法) 労働政策研究・ 研修機構 主任研究員 藤本 真
	2	11/9 (木)	人事評価と賃金管理 ～人材の育成・定着を目指して～	PANフィールド ・リサーチ所長 鍋田 周一
	3	11/14 (火)	労働時間管理と柔軟な働き方	弁 護 士 小鍛冶 広道
	4	11/17 (金)	企業の人材活用①～非正規雇用～	(独法) 労働政策研究・ 研修機構 主任研究員 藤本 真
	5	11/20 (月)	企業の人材活用②～高齢者雇用～	(独法) 労働政策研究・ 研修機構 主任研究員 藤本 真
	6	11/22 (水)	企業の人材活用③～女性雇用～	元日本大学教授 (日本大学大学院講師) 神尾 真知子
	7	11/27 (月)	企業に求められる両立支援	元日本大学教授 (日本大学大学院講師) 神尾 真知子
	8	11/29 (水)	職場のメンタルヘルス対策	弁 護 士 小山 博章

※ 日程・科目・講師は変更する場合があります。

対象者 ①東京都多摩労働カレッジ基本講座修了者
②東京労働大学講座総合講座修了者
③広く労働問題に関心を持った、人事管理・労働経済又は労働法の基本的知識を有する方

■ 主催 東京都労働相談情報センター・多摩事務所 ■

■ 申込先・申込方法

受付期間 令和5年9月1日（金）から9月29日（金）まで

郵送 〒190-0023 立川市柴崎町 3-9-2

東京都労働相談情報センター 多摩事務所

FAX 042-595-8361

HP

多摩労働カレッジ

検索

※お電話での受講申し込みの受け付けはしていません。

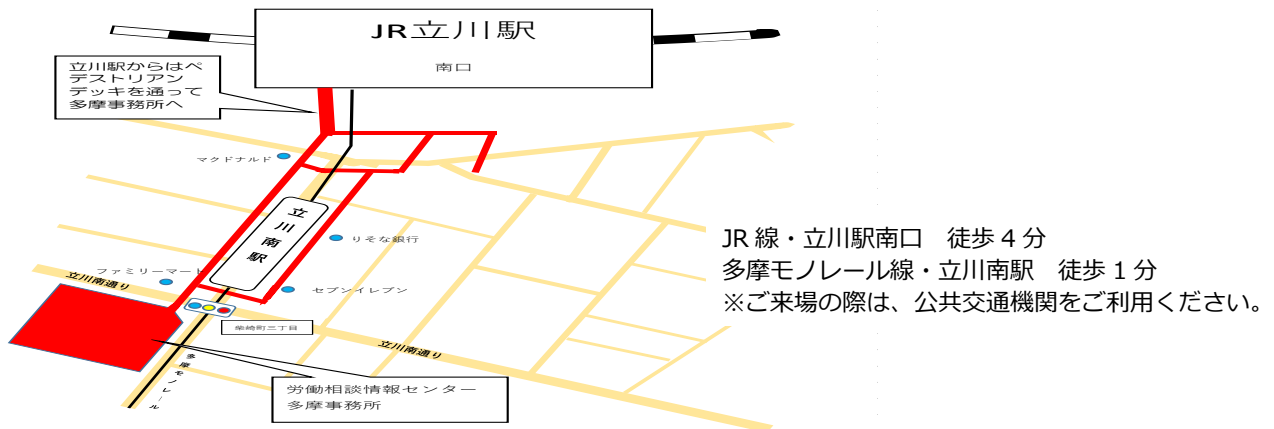
■ お問い合わせ先 **TEL 042-595-8731**

※ 受講料は、東京都様式の納入通知書を後日郵送しますので、納入通知書により指定の金融機関で前納してください（受講料を納入後、納入済通知書を当所あて(042-595-8361)にFAXしてください。）。

※ 支払済みの受講料については返還できませんので、ご注意ください。

※ 期日まで受講料をお支払いいただけない場合は、申込みを辞退されたものとして取扱いをさせていただきます。

■ 会場案内図 東京都労働相談情報センター多摩事務所（立川市柴崎町3-9-2）



東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp> をご覧ください。

きりとせん

■ 令和5年度 東京都多摩労働カレッジ受講申込書（専門講座） ■

フリガナ		受講料請求先（○をつけて下さい）
氏名		個人 勤務先 労働組合
請求先	請求先名称 （※請求先が勤務先・労働組合の場合記入）	
	住所 〒	
		TEL※ () FAX ()
※日中連絡のつく、お電話番号をご記載ください。		
（上記受講料請求先ご住所と連絡先が異なる場合は、こちらにご記入ください。）		
	〒	TEL※ () FAX ()
※日中連絡のつく、お電話番号をご記載ください。		

コース選択・どちらかに○をしてください：労働判例コース 雇用管理コース